

令和 6 年 6 月 20 日現在

機関番号：16101

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2023

課題番号：18K13899

研究課題名（和文）信仰に関わる文化的景観の現代的意義：世界遺産保存管理を通じた計画論的研究

研究課題名（英文）Contemporary Significance of Cultural Landscapes Related to Faith

研究代表者

川崎 修良（KAWASAKI, Nobuyoshi）

徳島大学・人と地域共創センター・特任准教授

研究者番号：60726884

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,000,000円

研究成果の概要（和文）：沖縄・斎場御嶽の世界遺産申請時のゾーニングが行われた背景について、これまでの文化財保存に関する行政文書、土地登記情報等入手し、申請に従事した行政官へのヒアリングを行った。結果、ゾーニングが必ずしも文化的要素だけではなく、当時の制度的・行政的な保護可能性を顧慮して行われたことが明らかになった。さらに、登録後に設定されたゾーニングを検証することで、本来的には文化的景観の広がりのある領域について、むしろ観光活用を視野に入れた開発が視野に入る状況が確認された。こうした調査を元に、信仰に関わる文化的景観についてある特定の時期に明確な領域性を持たせ、領域に権威づけを行うことの問題点を指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって、世界遺産申請のために行われるゾーニングが、帰納的な意味づけ、期限を設けた申請までの調査の限界、申請制度的な保護可能性の顧慮といった事情によって、認識されている十分な領域が指定されない事例が確認された。さらに、遺産登録後にはその周辺に活用の視点を持った領域が新たに計画されている。世界遺産登録により権威づけられ固定された領域化が行われることで、本来的に文化的景観が広がる保護の網の外の領域に干渉が起こる危険性が指摘できる。これは世界遺産申請という行政的なプロセスを通じた文化的景観の保護手法に対する大きな示唆であり、本研究の成果である。

研究成果の概要（英文）：To understand the background of the zoning at the time of the World Heritage application for "Sefa Utaki", Okinawa, I obtained administrative documents and land registration information related to the conservation of cultural properties to date, and conducted interviews with administrative officials who were engaged in the application. As a result, it became clear that zoning was not necessarily based on cultural factors alone, but also on institutional and administrative considerations of the time regarding the possibility of protection. Furthermore, by examining the zoning established after the registration, it was confirmed that the situation was such that development with a view to tourism utilization was rather in view for the area that was originally an expanse of cultural landscape. Based on these investigations, I pointed out the problem of assigning a clear territoriality for cultural landscapes related to faith, and of assigning authority to an area.

研究分野：都市計画

キーワード：文化的景観 世界遺産 バッファゾーン 斎場御嶽

1. 研究開始当初の背景

日本では2004年に景観法が成立し、景観形成に対する自治体の関与が必須とされた後、重要な文化的景観制度(2004年)や、歴史まちづくり法(2008年)など、地域環境を構成する物的な側面だけではなく、生活景などの広義の景観や、人々の生業、生活といった無形の要素が地域環境の構成要素として重視されるようになった。このような中、景観計画をはじめとして、歴史的風致維持向上計画、歴史文化基本構想など、地域の有形の要素だけではなく無形の要素も加味した地域計画が策定されるようになった。

しかし、現在の諸処の開発を制御する計画においては、具体的な領域を設定することが不可欠となっている。有形の要素だけではなく、本来区切ることのできない無形の要素について領域を設けて制御する手法については、様々な問題の発生が想定される。特に信仰に関わる文化的景観については、それが無形の要素として地域の重要な構成要素であると同時に、制度設計や計画策定に当たって繊細な扱いが要求され地域の実情と計画との乖離がより鮮明に見える。こうした視点を持って、世界遺産において定義される文化的景観の類型「自然的要素の強力な宗教的、芸術的又は文化的な関連性によって定義される景観」に該当する遺産において、住民の内在的な空間認識との齟齬、そしてそれが生じるプロセスとそこに孕む問題を確認する必要性から本研究を着想した。

2. 研究の目的

本研究では、世界遺産登録申請において、現行制度の縛りを受けつつも国際機関の第三者的な視点で評価を受ける必要の中で設計される、保存管理の包括的な計画及び、それを担保する国内制度を用いた管理計画を作成するプロセスと、登録後の保存管理の実態の検証を通じて、文化的景観を保存管理する現代的意義を考察することを目的とし、調査対象として沖縄・斎場御嶽の文化的景観を選定した。

斎場御嶽は世界遺産登録(「琉球王国のグスク及び関連遺産群」2000年)において、琉球地方に確立された独自の自然観に基づく信仰形態を表す顕著な事例として評価された資産であるが、設けられた緩衝地帯は樹林地がほとんどであり、信仰の文化的景観を保護するのに十分とは言えない。2012年に策定された景観計画では、緩衝地帯の境界である国道と同じく境界が規定され、外側は「観光・リゾート系地域」とされた。世界遺産が観光誘致として安易に使われることによる文化的価値の逡減はユネスコにおいて懸念されている事項であり、文化的景観の領域性の課題を検証するに適切と考えた。

こうした斎場御嶽の事例を基に、文化的景観の領域を決定するための第三者的な評価と同時に、ポリティカルな影響が挟まれた事例を確認し、捨象された環境の構成要素の状況や、住民の意識に与えた影響を検証することで、遺産指定後の地域社会の変化に耐えうる柔軟性を持った計画のあり方を検証することを目的とした。

3. 研究の方法

遺産の文化財指定に関連する過去の行政文書の調査及び、行政計画や世界遺産申請に関わった行政官に対するヒアリングにより、世界遺産申請及びその前段階に(策定された整備計画(知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画(1993年)の策定プロセスを明らかにし、各段階で関与したステークホルダーへのヒアリングにより、整備・保存管理対象の領域が決定する過程を調査した。

4. 研究成果

本研究において、世界遺産「琉球王国のグスク及び関連遺産群(以下「琉球遺産群」)」の構成資産であり、琉球地方に確立された独自の自然観に基づく信仰形態を表し、世界遺産条約履行のための作業指針における「関連する文化的景観」に該当する顕著な事例とされた斎場御嶽について、(1)世界遺産申請時の遺産・緩衝地帯のゾーニングとその根拠、(2)世界遺産申請以前につくられた整備のための計画のゾーニングの検証、(3)世界遺産申請後に作られた新たなゾーニングの検証、及びこれらを踏まえた、(4)信仰に関わる文化的景観に対するゾーニングの課題についての考察を進めた。

(1) 世界遺産申請時の遺産・緩衝地帯のゾーニングとその根拠

斎場御嶽の領域性について、推薦書の3章にまとめられた「資産の内容」には「亜熱帯林の被覆」、「岩塊群の景観」、「御嶽の中核となる祭祀空間と参道」、「知念村の所有」、「史跡および名勝指定」、「叢林」、「1993年作成の整備構想・計画」などが挙げられている。こうした資産の境界がどのような経緯で決定したか、行政文書の調査を行うとともに、文化財保護審議会の構成員として斎場御嶽の整備政策に携わった行政官への聞き取り調査から一次資料を得て検証を行った。

まず推薦資産(遺産)のゾーニングは、1955年に指定がおこなわれた文化財保護法に基づく史跡・名勝の範囲が設定されたが、これは、知念村が所有権を有していた範囲であった。遺産についてはより広い範囲、現在の緩衝地帯に相当するエリアを指定するような意見もあったが、民有

地であったため指定は難しかった。特に、1955年の史跡名勝指定時には指定地域に入っていた土地のうち、1972年の本土復帰時に国の史跡に指定された時、民有地であることから外された土地も存在する。ただし、名勝指定については県指定としてそのままの範囲が引き継がれた。同地には、琉球王国時代に斎場御嶽へ入る者が泉の水で身を清めた井戸「ウローカー」の跡地が残る。同地は中城湾が見える斜面地であったため戦時中に軍事利用を目的として国有地とされ、砲台や防空壕が作られた。このような経緯を経て戦後民有地となったと考えられる。同地は世界遺産申請時に、審議会委員から指定資産エリアに含めたいという意見があり、知念村による購入の交渉が試みたが実現せず、知念村所有の史跡部分が「遺跡」の領域として申請された。

このように、世界遺産申請時のゾーニングには土地の所有が影響し、緩衝地帯の境界についても土地の所在図を基に一筆の土地ごとに所有や利用の状況を検討しながら作成された。図-1は遺産および緩衝地帯の土地の所有状況である。緩衝地帯についても境界が土地の地番の境界を結んだものとなっていることが確認できる。

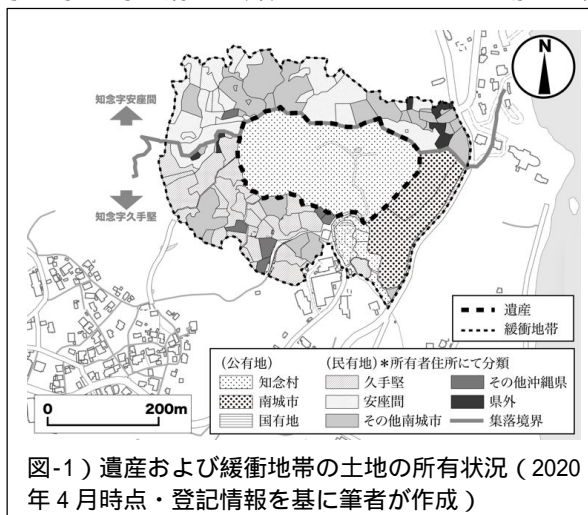


図-1) 遺産および緩衝地帯の土地の所有状況 (2020年4月時点・登記情報を基に筆者が作成)

(2) 世界遺産申請以前につくられた整備のための計画のゾーニングの検証

斎場御嶽の聖域の領域化は世界遺産登録以前にも試みられていた。行政計画としての聖域のゾーニングの最初の試みと考えられるのが、1993年3月に知念村が作成した「知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画」(文献4・以下「1993年整備計画」)である。琉球遺産群は1992年の時点で世界遺産推薦の暫定リストに入っていたが、1993年整備計画は世界遺産申請とは関連なく作成された。1993年整備計画における「斎場御嶽及び周辺整備構想」で示されたゾーニングでは「聖域の外周環境」として「保全」されるべき「保全整備区域」が設定されているが、これは世界遺産の緩衝地帯とは一致しない。一方で、上述の「ウローカー」の跡地については、一体的な聖地の領域と認識されている。歴史的環境としては緩衝地帯よりも広いエリアが考えられており、緩衝地帯の外側にある安座間グスクや久手堅集落も含めて、「斎場御嶽と一体となった歴史的環境を形成している」ことが記されている。このように、世界遺産申請のゾーニングは必ずしも文化財としての整備計画の文脈に沿って行われたものではなかった。

(3) 世界遺産申請後に作られた新たなゾーニングの検証

世界遺産登録以前の1993年整備計画で示されていた、緩衝地帯より広域に広がる歴史的環境の認識は、2013年に沖縄県教育委員会が作成した琉球遺産群の「包括的管理計画」(文献1)において遺産と緩衝地帯に加え、「『遺産』の特質を継承するために管理すべき」「周辺地域」も計画の対象として設定された。計画では、顕著な普遍的価値を持つ遺産や緩衝地帯だけでなく、その周辺地域も一体となって現在も地域の中で生き続ける『特質』を形成していることを本遺産の意義とし、その特質の継承が遺産への理解の促進に大きな役割を果たすとされた。すなわち、世界遺産申請時の緩衝地帯には含めないが、管理が必要な領域があるということになる。「周辺地域」については2018年に南城市教育委員会が作成した「国指定史跡斎場御嶽保存活用計画」(文献10・以下「2018年計画」)では「本遺産の立地環境の特徴を表わす範囲」と説明されより広域が指定された。

また、世界遺産推薦時のゾーニングに対する考え方は、並行して進められた文化財の保全や活用のための調査や計画策定のための議論の中で変化し、遺産の範囲についても「本来の聖域の範囲」を検証し、必要に応じた追加指定を検討する動きが起ってくる。2018年計画において「本来聖地として認識されていた範囲は指定地外に広がると考えられる」ことが記され、「本来の聖域に関する調査研究を推進し、必要に応じて史跡指定範囲の追加指定を行う」方針が掲げられた。その範囲には「御嶽の中核となる祭祀空間」として、推薦書で記載された4箇所に加え、上述の「ウローカー」の跡地が記載された。すなわち、世界遺産申請時に遺産の対象となりうるエリアとして既に認識されていたが、行政的に保護の網をかけることが難しいという事情で除外されたエリアである。

(4) 信仰に関わる文化的景観に対するゾーニングの課題についての考察

以上の検証より、以下の2点が確認できた。

一に、世界遺産申請のために行われるゾーニングが、帰納的な意味づけ、期限を設けた申請までの調査の限界、申請制度的な保護可能性の顧慮といった事情によって、認識されている十分な領域が指定されない事例が確認された。世界遺産申請以前に自治体の文化政策の観点から作成された計画や構想において「かつては斎場御嶽と深い係わりがあった」「斎場御嶽と一体となった歴史的環境を形成している」とされていたが、世界遺産としての「遺産」「緩衝地帯」に含ま

れない領域が見られた。こうした範囲は、後に作成された包括的管理計画の中で、遺産の特質を継承するために管理が必要な範囲として言及されることになる。また、1955年に史跡・名勝指定された時点で「御嶽・拝所空間」の一部であったウローカーを含む土地は、土地所有や保存状況の問題から国指定の史跡からは外れ、推薦資産の範囲には含まれなかった。

二に、遺産登録後に保護領域の周辺に活用の視点も含んだ新たな領域が計画される事例が確認できた。世界遺産の緩衝地帯を外に広げる形で「本遺産の立地環境の特徴を表わす範囲」として「周辺地域」が領域化されるが、「立地環境の特徴」について明示はされなかった。

本研究より、以下の問題が指摘できる。信仰に関わる文化的景観について世界遺産申請のような特定の時期を定めてその保護対象となる領域を決定させることは困難である。また世界遺産になることによって、地域の活性化の期待をもって遺産の活用を視野に入れた新たな計画化の動きが加わる。斎場御嶽については、世界遺産登録後に「本来聖地として認識されていた範囲は指定地外に広がると考えられる」視点が確認された。本来区切ることのできない無形の要素であると同時に、本来的に動的である人々の内面性、さらに世界遺産化や領域の具体化といった地域の変化が内面に影響を与える信仰に関わる文化的景観においては、世界遺産登録時に定められた領域化、特に「緩衝地帯」の範囲を権威的・固定的ではなく動的なものとして捉え、制度としての実質的な保護の網を柔軟に捉え直していくことが必要であろう。

[参考文献]

- 1) Okinawa Prefectural Board of Education: Management Plan of Gusuku Sites and Related Properties of the Kingdom of Ryukyu, 2013.3 (in Japanese)
沖縄県教育委員会：琉球王国のグスク及び関連遺産群包括的管理計画，2013.3
- 2) Culture Division Education Department Okinawa Prefectural Government: Report of Research on Gusuku Sites and Related Properties of the Kingdom of Ryukyu as World Heritage Site, 2002.3 (in Japanese)
沖縄県教育庁文化課編：世界遺産琉球王国のグスクおよび関連遺産群，「琉球王国のグスクおよび関連遺産群」世界遺産登録記念事業実行委員会発行，2002.3
- 3) Oyadomari, M.: A Study on the Value and Conservation of Utaki as a "Cultural Landscape" in Okinawa, Bulletin of Edogawa University, vol.28, 2018.3 (in Japanese)
親泊素子：沖縄の御嶽の「文化的景観」としての価値と保全について-ユネスコ世界遺産「文化的景観」への登録に向けて-」江戸川大学紀要，vol.28, 2018.3
- 4) Chinen Village : Report of Research on Chinen-Gusuku Sites and Sefa Utaki for Maintenance, 1993.3 (in Japanese)
知念村：知念城跡・斎場御嶽及び周辺整備基本構想・基本計画，1993.3
- 5) Chinen Village Board of Education : Report of Maintenance Project on Sefa Utaki, 2002.3 (in Japanese)
知念村教育委員会：斎場御嶽整備事業報告書，2002.3
- 6) Touma, S.: Registration and it's Context in World Heritage-Gusuku Sites and Related Properties of the Kingdom of the Ryukyus, Bulletin of Culture Division Education Department Okinawa Prefectural Government, no.18, pp.1-19, 2002.3 (in Japanese)
當眞嗣一：「琉球王国のグスクおよび関連遺産群」の世界遺産登録とその周辺，沖縄県教育庁文化課紀要，vol.18, pp.1-19, 2002.3
- 7) Nora, M., Mechtild, R., Pierre, M. T.: World Heritage Cultural Landscapes: A Handbook for Conservation and Management, World Heritage Papers 26, First published by the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO), 2009
独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所：世界遺産の文化的景観 保全・管理のためのハンドブック World heritage papers26, 2015.3
- 8) Agency for Cultural Affairs: Guideline for Developing Management Plan for Recommendation for World Cultural Heritage Registration, 2008.3 (in Japanese)
文化庁(2008)「世界文化遺産の登録推薦に向けた包括的保存管理計画の策定について(中間報告)概要版」,文化庁文化審議会文化財分科会世界文化遺産特別委員会第11回(2008年5月28日)における資料6として配布されたものをwebより入手。(https://ww.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/bunkazai/sekaitokubetsu/11/pdf/shiryo_6.pdf)
- 9) Nanjyo City: Report on Research on Nanjyo for Utilization of Historical Culture, 2011.3 (in Japanese)
南城市：南城市歴史文化基本構想，2011.3
- 10) Nanjyo City Board of Education : Report for Research on Sefa Utaki for Preservation and Utilization, 2018.3 (in Japanese)
南城市教育委員会(2018)「国指定史跡斎場御嶽保存活用計画」
- 11) Motonaka, M.: Consideration of Outstanding Value about Gusuku Sites and Related Properties of the Kingdom of Ryukyu, Report of Research on Gusuku Sites and Related Properties of the Kingdom of Ryukyu as World Heritage Site, Culture Division Education Department Okinawa Prefectural Government, 2002.3 (in Japanese)
本中眞(2001)「琉球王国のグスク及び関連遺産群の顕著な価値について」『世界遺産琉球王国のグスク及び関連遺産群』,世界遺産登録記念事業実行委員会発行,pp.62-65
- 12) Xiaojing S., Takayuki, I.: A Study on the Landscape Preservation and Formation in Ryukyu World Heritages' Bufferzone Area and Its Surrounding Area, Journal of Architecture and Planning (Transactions of AIJ), vol.75, No.652, pp.1463-1470, 2010.6 (in Japanese)
宗曉晶, 池田孝之：「琉球遺産群」のバッファゾーンおよびその周辺地域における景観形成と

保全について-首里城跡，中城城跡，斎場御嶽を事例として-，日本建築学会計画系論文集，vol.75，No.652，pp.1463-1470，2010.6

- 13) Kadota, T.: Construction of Touristic Sacred Place: An Ethnographic Study on Management Techniques for Making the "Holiness" of Sefa-Utaki in Okinawa, *Tourism Studies Review (Transactions of JSTS)*, vol.4-2, pp.161-175, 2016.9 (in Japanese)
門田岳久：聖地観光の空間的構築-沖縄・斎場御嶽の管理技法と「聖地らしさ」の生成をめぐって，*観光学評論*，vol.4-2，pp.161-175，2016.9
- 14) Kadota, T.: *Ethnography of Pilgrim Tourism -Consumed Religious Experience-*，shinwasha, 2013.2 (in Japanese)
門田岳久：巡礼ツーリズムの民族誌 -消費される宗教経験-，森話社，2013.2

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 川崎修良
2. 発表標題 信仰に関わる文化的景観要素を含む世界遺産の領域化プロセスの研究 - 沖縄・斎場御嶽のゾーニングを手がかりに -
3. 学会等名 日本都市計画学会
4. 発表年 2024年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------